

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第63期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 西川ゴム工業株式会社

【英訳名】 NISHIKAWA RUBBER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 西川正洋

【本店の所在の場所】 広島市西区三篠町二丁目2番8号

【電話番号】 (082)237-9371(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福岡美朝

【最寄りの連絡場所】 広島市西区三篠町二丁目2番8号

【電話番号】 (082)237-9371(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福岡美朝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第62期 第3四半期 連結累計期間	第63期 第3四半期 連結累計期間	第62期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	39,830	43,431	52,019
経常利益	(百万円)	4,500	1,482	5,453
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,076	709	3,828
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,236	210	3,202
純資産額	(百万円)	39,353	41,079	42,077
総資産額	(百万円)	66,327	69,837	71,835
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	157.16	36.23	195.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	157.11		195.54
自己資本比率	(%)	59.1	56.9	56.1

回次		第62期 第3四半期 連結会計期間	第63期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	47.85	18.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第62期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第63期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象などは存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結などはありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、アジア新興国を中心に経済成長が続いているものの、欧米諸国においては金融不安等により回復基調の鈍化が見られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

また、国内においては東日本大震災による甚大な影響により、一時的に生産活動が大きく低下しました。その後、サプライチェーンの復旧が順調に進み生産活動は持ち直してまいりましたが、欧州債務危機を背景とした円高の長期化、タイの洪水被害による一時的な生産活動の低下、原材料価格の上昇などにより先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは前期にニシカワ・クーパーLLCを連結子会社化するなど、グローバルマーケットでの拡販強化を推進してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は434億31百万円（前年同期比9.0%増）となりました。利益につきましては、西川ゴムグループ総コスト低減活動を継続したものの、震災による操業度低下および原材料価格の上昇などにより、営業利益は14億25百万円（前年同期比61.0%減）、経常利益は14億82百万円（前年同期比67.1%減）、四半期純利益は7億9百万円（前年同期比76.9%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（自動車用部品）

自動車の生産が震災の影響により5月後半まで大幅に落ち込んだことが影響しましたが、前期にニシカワ・クーパーLLCを連結子会社化したことにより、売上高は399億55百万円（前年同期比8.7%増）となりました。利益につきましては、震災による操業度低下および原材料価格の上昇などにより、営業利益は10億24百万円（前年同期比69.1%減）となりました。

（一般産業資材）

住宅メーカー向けおよび土木関連製品などの一般産業資材の大きな需要増加となった結果、売上高は34億76百万円（前年同期比13.0%増）となり、営業利益は4億円（前年同期比18.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ19億97百万円減少し698億37百万円となりました。主な増加は受取手形及び売掛金および原材料及び貯蔵品などであり、主な減少は現金及び預金および投資有価証券などであります。負債は、前連結会計年度末に比べ10億円減少し287億57百万円となりました。主な増加は支払手形及び買掛金などであり、主な減少は未払法人税等などであります。また、純資産は前連結会計年度末に比べ9億97百万円減少し410億79百万円となりました。主な増加は四半期純利益の計上などによる利益剰余金などであり、主な減少は少数株主持分などであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成23年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において、出席株主の過半数の賛同を得て会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を以下のとおり導入いたしました。基本方針および本プランの概要は以下のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

イ 当社の企業理念

当社は設立以来、「正道」「和」「独創」「安全」の社是のもと、企業活動を行う際の基本的な考え方を経営理念として定め、「しなやかでたくましい会社」であり続けることを社員に示しております。

ロ 企業価値向上への取組み

当社は、平成22年度までの中期基本方針として、収益体質の変革、グローバル対応の強化、顧客満足度向上等を定め、新興国市場でのシェア向上を実現することにより、企業価値の最大化に取組んでまいりました。なお、当社は、平成23年4月を起点とする新中期基本方針に「売上拡大・成長」を新たな項目として追加し、活動を進めております。

本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

イ 本プラン導入の目的

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご正確に判断していただくことを第一の目的とし、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的といたします。

ロ 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為であります。

ハ 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち、a. 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、b. 当社取締役会による一定の評価期間が経過し、c. 当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるといふものであります。

ニ 大規模買付行為がなされた場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記b. のケースのような対抗措置は原則講じません。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ホ 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き

a. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会を設置することといたします。

b. 対抗措置発動の手続

大規模買付者に対する対抗措置をとる場合には、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとし、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行うものとしたします。

ヘ 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランの有効期間は、3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。

ト 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

a. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付提案が当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。

b. 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

c. 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としており、大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっていると判断しております。

なお、上記内容は概要であるため、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載してあります平成23年5月12日付プレスリリース「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。（当社ウェブサイトアドレス<http://www.nishikawa-rbr.co.jp/>）

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億63百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,343,000
計	48,343,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,995,387	19,995,387	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります。
計	19,995,387	19,995,387		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		19,995,387		3,364		3,661

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 416,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,561,000	195,610	
単元未満株式	普通株式 18,387		
発行済株式総数	19,995,387		
総株主の議決権		195,610	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 西川ゴム工業株式会社	広島市西区三篠町二丁目 2 - 8	416,000		416,000	2.08
計		416,000		416,000	2.08

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,014	16,138
受取手形及び売掛金	1 11,561	1 13,488
有価証券	500	500
製品	1,835	1,873
仕掛品	764	875
原材料及び貯蔵品	1,351	1,831
繰延税金資産	633	564
その他	1,841	1,300
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	37,500	36,569
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,782	6,541
機械装置及び運搬具（純額）	7,577	7,185
その他（純額）	5,767	5,985
有形固定資産合計	20,128	19,712
無形固定資産		
のれん	2,199	1,869
その他	700	663
無形固定資産合計	2,899	2,532
投資その他の資産		
投資有価証券	10,101	9,714
繰延税金資産	581	659
その他	628	654
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	11,307	11,023
固定資産合計	34,334	33,268
資産合計	71,835	69,837

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 7,039	1 7,654
短期借入金	12,588	12,888
未払法人税等	652	95
賞与引当金	939	476
製品保証引当金	42	31
その他	4,098	3,840
流動負債合計	25,362	24,985
固定負債		
長期借入金	1,057	660
退職給付引当金	2,086	1,814
役員退職慰労引当金	420	453
資産除去債務	368	373
負ののれん	53	37
その他	408	433
固定負債合計	4,395	3,771
負債合計	29,757	28,757
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,364	3,364
資本剰余金	3,660	3,660
利益剰余金	35,392	35,710
自己株式	427	422
株主資本合計	41,990	42,313
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	942	426
為替換算調整勘定	2,630	3,014
その他の包括利益累計額合計	1,688	2,588
新株予約権	5	-
少数株主持分	1,769	1,355
純資産合計	42,077	41,079
負債純資産合計	71,835	69,837

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	39,830	43,431
売上原価	31,308	36,415
売上総利益	8,521	7,016
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,062	1,990
給料及び賞与	970	1,228
その他	1,835	2,372
販売費及び一般管理費合計	4,869	5,590
営業利益	3,652	1,425
営業外収益		
受取利息	21	20
受取配当金	85	105
負ののれん償却額	17	16
持分法による投資利益	912	13
助成金収入	13	153
その他	107	99
営業外収益合計	1,158	409
営業外費用		
支払利息	142	153
固定資産除却損	95	78
為替差損	60	92
その他	12	28
営業外費用合計	310	352
経常利益	4,500	1,482
特別利益		
固定資産売却益	-	6
貸倒引当金戻入額	4	-
特別利益合計	4	6
特別損失		
投資有価証券売却損	-	20
投資有価証券評価損	36	-
固定資産除却損	-	8
固定資産売却損	-	6
貸倒引当金繰入額	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	252	-
特別損失合計	289	35
税金等調整前四半期純利益	4,214	1,454
法人税、住民税及び事業税	721	289
法人税等調整額	403	309
法人税等合計	1,125	598
少数株主損益調整前四半期純利益	3,089	855
少数株主利益	12	146
四半期純利益	3,076	709

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,089	855
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	205	494
為替換算調整勘定	626	519
持分法適用会社に対する持分相当額	20	51
その他の包括利益合計	853	1,065
四半期包括利益	2,236	210
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,223	190
少数株主に係る四半期包括利益	12	19

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて変更しております。

この税率変更により、繰延税金資産の純額が60百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等調整額の金額が75万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
	(百万円)	(百万円)
受取手形		34
支払手形		89

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額および負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
	(百万円)	(百万円)
減価償却費	2,714	2,844
のれんの償却額		329
負ののれんの償却額	17	16

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	195	10	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	195	10	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	195	10	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	195	10	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車用部品	一般産業資材	計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	36,754	3,075	39,830		39,830
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	36,754	3,075	39,830		39,830
セグメント利益(注)	3,313	339	3,652		3,652

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車用部品	一般産業資材	計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	39,955	3,476	43,431		43,431
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	39,955	3,476	43,431		43,431
セグメント利益(注)	1,024	400	1,425		1,425

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	157円16銭	36円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,076	709
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,076	709
普通株式の期中平均株式数(株)	19,575,668	19,577,540
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	157円11銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	5,991	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第63期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年11月11日開催の取締役会において、平成23年9月30日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	195百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日および支払開始日	平成23年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月13日

西川ゴム工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 泉 年 昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 西 富 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西川ゴム工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、西川ゴム工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。